

令和元年
12月20日発行
第39号

かけ橋 太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会 太市新田金井町29 0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

太田市農業委員会の委員の役割

太田市農業委員会は「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」で構成されています。令和2年7月20日からは以下の体制で、引き続き太田市の農業発展に向け活動を行っていきます。

	定数	任期	業務内容
農業委員	19人	令和2年7月20日～令和5年7月19日	農地法に基づく農地の権利移動や転用の許可などの審査業務
農地利用最適化推進委員	33人	委嘱の日～令和5年7月19日	耕作放棄地の是正指導や農地の貸し借りの推進などの現場活動

農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します

●対象

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、職務を適切に行うことができる方。ただし、次に該当する方は候補者となることはできません。

- 1破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- 2禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- 3太田市暴力団排除条例に規定する暴力団員等
- 4太田市の職員

●職務

農業委員…農地の貸借、売買、転用の審査等
農地利用最適化推進委員…担当区域内の農地の貸借のあっせん、耕作放棄地の解消等

●任期と報酬

農業委員…令和2年7月20日～令和5年7月19日（月額4万円）
農地利用最適化推進委員…委嘱の日～令和5年7月19日（月額3万5千円）

●募集定員

農業委員…19人
※法により認定農業者が過半数を占めなければならないため、認定農業者（現在および令和2年7月20日以後も引き続き認定農業者）である方を優先します。
なお、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まなければならないため、利害関係を有しない者に該当する方はこの限りではありません。
農地利用最適化推進委員…33人
※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方を兼ねることはできません。

●推薦書・応募書

農業委員会事務局から、記載内容について説明を受けてください。

●受け付け

令和2年1月27日（月）～2月26日（水）、平日午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
○農業委員会事務局で推薦書・応募書の記載内容の確認を受けてから、直接、事務局へ書類を提出してください。記載もれ等不備があるものは受け付けできません。
○提出された書類は返却しません。
○法により、記載内容（住所および電話番号は除く）は市ホームページ等で公表します。

●選出方法

提出書類をもとに関係者からの意見聴取等により審査し、必要に応じて面接等を行う場合があります。

家族経営協定を結びましょう

家族経営協定とは？

家族で取り組む農業経営について、方針や役割などを家族みんなで話し合い、文章にまとめ取り決めるものです。
家族経営協定を結ぶと、認定農業者の共同申請や農業者年金の国庫補助等の制度を利用できる場合があります。
要件等詳細については、お問い合わせください。

何のために結ぶの？

- 1家族員の経営参画
- 2農業経営の発展
- 3農業後継者の確保・育成
- 4女性・高齢者に対する適正な評価

取り決め内容

- 経営方針の決定
- 就業条件等の整備
- 役割分担の明確化
- 経営移譲



協定締結までの手順

- 1まずは話し合い → 2対策を考える → 3協定を結ぶ → 4協定の実行と見直し



農業者年金に加入しましょう

農業者なら
誰でも加入できます

- 国民年金の第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事する
- 60歳未満

メリット

- 積み立て方式で安定した財政運営を行います。
- 80歳まで保障がついた終身年金です。
- 支払った保険料は全額控除の対象になるので所得税の節税につながります。
- 通常加入の場合、保険料を自由に決められます。
- 政策支援加入の場合、農業の担い手には保険料の国庫補助があります。
- いつでも、脱退・再加入が自由です。

経営移譲年金 受給者の方へ

経営移譲後に農地を売買・交換・貸借・返還・転用等をしたときに経営移譲年金が止まる場合があります。農地を移動する場合は、事前に農業委員会に相談してください。

上記内容について詳しくは、農業委員会事務局（0276-20-9715）まで、お問い合わせください。

進めよう、農地の流動化!

農業委員会事務局 ☎0276-20-9715

農地の貸借や売買には、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業による方法があります。

農地貸借のメリット

- 期間満了と同時に手続きを経ることなく、農地が貸し手に返還されます。
- 合意解約書の提出により、途中で解約することができます。
- 話し合いにより、期間満了後も継続して貸借することができます。
- 借り手が農地を適正に利用することにより、耕作放棄地になることを防げます。
- 貸し手・借り手には、条件を満たせば奨励金等が交付されます。

農地売買(所有権移転)のメリット

- 買い手からの請求により、市が所有権移転の登記を行います。
- 買い手は、登記に係る登録免許税および不動産取得税が軽減されます。
- 売り手は、譲渡所得の計算上、特別控除が受けられます。

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。

農地の貸借および売買には要件があります。詳細についてはお問い合わせください。

申請書提出期限 令和2年2月28日(金) ※契約の始期が令和2年5月20日の場合
令和2年7月31日(金) ※契約の始期が令和2年10月20日の場合
申請書は、農業委員会事務局、農業政策課にあります。

提出場所 農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員、農業委員

農業経営基盤強化促進法による 所有権移転で受けられる税制上の 優遇措置について

買い手	登録免許税の軽減措置	税率が1000分の20から1000分の10に軽減
	不動産取得税の軽減措置	課税標準の算定において、当該土地の価格の3分の1を価格から控除
売り手	譲渡所得に係る所得税の軽減措置	譲渡所得の金額から800万円を控除(800万円に満たない場合には譲渡に係る部分の金額まで控除)

※詳細についてはお問い合わせください。

農地売買(所有権移転)できる人の要件

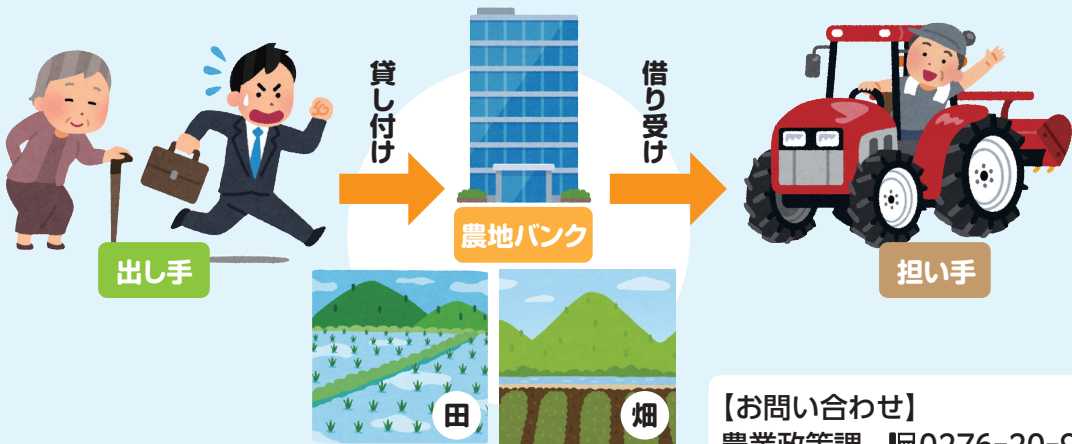
- 申請地が、太田市農業振興地域内農用地区域内農地(青地)であること。
- 買い手の経営面積が135a以上の農業経営者であること。
- 買い手の過去3年間の自己責任による農業経営規模の縮小がないこと。
- 買い手の年齢が65歳未満であること。

※詳細についてはお問い合わせください。

農業政策課 ☎0276-20-9714

“農地バンク”で農地を貸し借りしませんか?

農地バンク(農地中間管理機構)は、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。群馬県では、公益財団法人 群馬県農業公社が知事から指定を受け、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効活用や農業経営の効率化を図っています。



【貸し付け農地】

- 農業振興地域内にある田・畑等であること。
- 農用地の利用の効率化および高度化に資すると見込まれるものであること。
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの。
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと。
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること。

【貸し付け期間】

- 原則、10年以上。
- 2年間を経過しても借り受け希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返しします。

※貸付希望の申し出または借受希望の応募等詳細については、お問い合わせください。



農地を貸したい方は 荒れ地になる前に

農地は長い期間耕作されずにいると、荒れ地になり周囲に迷惑が掛かるだけでなく、良好な農地に戻すための手間や時間がかかるため、借り手を探すのが困難になります。農地を貸したい方は、荒れ地になる前に農地を貸す手続きをしましょう。

農業委員会事務局
☎0276-20-9715

令和元年度太田市農作業参考料金表の 軽作業料金を改正しました

群馬県最低賃金の改正に伴い、以下のとおり6月10日号掲載の令和元年度太田市農作業参考料金表について、令和元年10月6日付で軽作業参考料金を改正しましたのでお知らせします。

改正前	→	改正後
(1時間)810円	→	840円